

弁護士費用保険（LAC制度）の いまとこれから

LAC（ラック）制度をご存じでしょうか。一言で説明すれば、弁護士費用保険（弁護士費用特約）の加入者に対して弁護士を紹介する制度のことです。この保険に加入していれば弁護士費用（相談料、報酬等）を保険で賄えるため、相談者・依頼者側にメリットがあるのみならず、弁護士側にも受任機会の拡大につながるメリットがあります。

本特集では、拡大傾向にある弁護士費用保険の現状や、近時報酬基準の改定・業務報告システムの導入等があったLAC制度の最新情報について、担当委員会にご解説いただきました。LAC名簿に登録されている会員の方はもちろんのこと、まだ登録されていない会員の方にも有益な内容となっておりますので、是非ご一読ください。

LIBRA 編集会議 小峯 健介

CONTENTS

弁護士費用保険(LAC制度)のいまとこれから	2頁
第1 最近の動向	3頁
第2 報酬の問題	5頁
第3 新しい保険の拡大状況	8頁
第4 弁護士費用保険ADRについて	11頁
第5 受任審査にあたっての留意事項	13頁
第6 多摩地域の現状	15頁
第7 次世代モビリティについてのLAC内の議論	16頁

【参考】

2014年6月号特集「活用してみませんか？ 権利保護保険」
https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2014_06/p02-12.pdf

弁護士費用保険（LAC 制度）のいまとこれから

リーガル・アクセス・センター運営委員会委員長 伊藤 明彦 (53 期)

「弁護士費用保険」とは、ある法的紛争が生じ、その法的紛争において自己の法的権利を行使したり、あるいは他者からの権利行使に対し防御を行う場合に、その攻撃防御について弁護士による法律相談を受けたり、法律事務を依頼したときに必要となる弁護士費用を補填する保険商品や共済商品をいう（以下、便宜のため保険と共済を合わせて「保険」という）。

日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）は、2000年10月、日弁連リーガル・アクセス・センター（以下「日弁連LAC」という）を設立した。日弁連LACは、日弁連と協定を締結した保険会社、共済及び少額短期保険事業者（以下「協定会社等」という）が販売する弁護士費用保険の被保険者及び被

共済者（以下合わせて「被保険者」という）並びに契約者のために、弁護士紹介を行うための制度設計、運用を担う。この日弁連LACが協定会社等と協定して運用している制度を指して、「LAC制度」などと呼ばれることがある。

なお、日弁連は、日弁連LACの設立と同時に、「権利保護保険」という名称について商標登録を得たが、日弁連LACでは、一般市民により分かりやすい「弁護士費用保険」という呼称を用いることを決議した。

現在では、弁護士費用を補填する保険商品について、「弁護士費用保険」という呼称が定着している。

本特集では、拡大傾向にある弁護士費用保険の現在の状況と、当会におけるLAC制度の運用を報告する。

LAC 第1 最近の動向

リーガル・アクセス・センター運営委員会委員長 伊藤 明彦 (53期)



特集

弁護士費用保険(LAC制度)のいまとこれから

1 弁護士費用保険の意義

弁護士費用保険がなかったら、どうなっていたらろう。

依頼者は、法律相談料や弁護士費用を、自分で負担することになる(法律援助制度の利用可否は別途の検討となる)。特に経済的利益が少額である事案において、弁護士費用などの負担がハードルとなり、弁護士に相談、依頼することに躊躇を覚え、泣き寝入りするケースが多発する恐れがある。

弁護士費用保険が整備されたことにより、市民は一定額の保険料を負担しさえすれば、万一の事件や事故などの法的紛争に巻き込まれても、不測の経済的負担なしに、弁護士に相談、依頼することが可能になる。保険商品にもよるが、日本で多く流通する自動車保険や火災保険に付帯される特約型の弁護士費用保険の保険料は、ほとんどが低額である。

このように、弁護士費用保険は、経済面で司法アクセスを支える仕組みであるといえる。

日弁連LACは、2025年1月現在21社の協定会社等との間で弁護士費用保険の制度運営に関する協定を締結している。日弁連LACは、これら協定会社等の依頼に基づき弁護士を紹介する体制を全国的に整えている。

こうして、日弁連LACが運営するLAC制度は、弁護士への連携を可能にすることと、費用面のサポートをすることの、2つの観点から司法アクセスを充実させる重要な役割を果たしている。

2 最近の弁護士費用保険のトレンド

(1) 弁護士費用保険の対象範囲の拡大

2000年の制度発足以来、弁護士費用保険のほとんどは、自動車保険・自動車共済に付帯される弁

護士費用特約であった。その結果、弁護士費用保険の事案の多くは、交通事故紛争に関するものであった。商品の中には、交通事故に限らず、日常生活上で第三者から不測の被害を受けた事案について弁護士費用を支払う保険もあるが、取扱件数は交通事故紛争に比べ、それほど多くはなかった。

日弁連LACでは、これまで、長年にわたり、弁護士費用保険についての先進国ともいべき欧米諸国(ドイツ、イギリス、フランス、ベルギー、スイス、カナダ、アメリカ、スウェーデン、フィンランド)を順次視察した。各国において様々な保険を拡大、発展させている状況を調査し、業務拡大シンポジウムなどの場で調査の成果を報告し、協定会社等とも共有したが、日本の弁護士費用保険は、欧米諸国の保険に比べ、見劣りするものであったことは否めなかった。

しかし、日本もようやく、2014年ころから、一般民事事件等に補償範囲を広げた弁護士費用保険が販売されるようになったことを皮切りに、多様な法分野における弁護士費用をカバーする保険商品が登場するようになった。海外視察報告の甲斐もあり、現在では、協定会社等が競って多種多様な弁護士費用保険の開発に注力する状況である(もともと、その背景には、自動運転システムの開発など、交通事情の変化から、交通事故紛争が減少する傾向になり、他分野の保険商品開発が急がれるという事情もあるかもしれない)。

保険商品拡大の状況については、後記にて詳細に報告するが、弁護士費用保険の補償範囲が欧米諸国並みに拡大されることは、それだけ司法アクセスを容易にする範囲が広がるということとともに、弁護士費用保険の事案も多種多様になって、弁護士の業務拡大に繋がるということでもあり、歓迎されるべきことである。

(2) LAC 規則の整備

このように、対象範囲を拡大させた弁護士費用保険が続々と登場したため、弁護士会は、これまでの交通事故紛争等の偶発事故だけではなく、保険約款の許す限り様々な法分野について、迅速な弁護士紹介を可能とする体制を整えることが求められた。

残念なことに、弁護士費用保険の事案を扱う弁護士の事務処理に対し、依頼者又は協定会社等から、対応が遅い、報告・連絡がない等をはじめ、様々な苦情が多く寄せられた時期があった。

日弁連LACでは、事案担当弁護士に対する信頼を確保し、これを高めるための方策として、弁護士費用保険の対応事案ごとの弁護士名簿の登録要件（登録年数、研修の履行、懲戒歴がないことなど）などを定めた規則を制定し、その規則に則った弁護士紹介を行うよう、各弁護士会に要請した。

これを受け、当会は、日弁連LACに対する弁護士紹介依頼に基づき配点される事案を担当する弁護士の名簿登録に関する規則及び細則を制定し、登録要件を満たす弁護士を名簿に登録し、事件の配点を行っている。弁護士名簿について、当会では、交通事故紛争等の偶発事故に関して紹介を行うためのA名簿と、それ以外の分野の事案に関して紹介を行うためのB名簿を整備している。

当会LACでは、様々なeラーニング研修が登録要件として、あるいは推奨研修として用意されている。登録要件となる研修は、履修しなければ名簿に登録できないので、留意願いたい。研修等の詳細は、日弁連や当会のウェブサイトなどに掲載される、研修情報や名簿登録募集要領などを参照されたい。

(3) 初期相談の実施

補償対象となる法分野の範囲拡大に合わせて、当会は、保険適用の有無の判断の前提として、被保険者の悩みがそもそも法律問題に該当するかについての相談（初期相談）を実施している。これは、日弁連が協定会社の一つであるミカタ少額短期保険株式会社との間で初期相談を行う弁護士を紹介する協定を締結し、当会と大阪弁護士会が試行的に実施する

ものである。初期相談といいつつも、法律問題該当性に関する回答に限らず、一般的な法律制度の解説や法律情報を提供し、相談者の満足度を高めることも求められる。

(4) 弁護士費用保険 ADR の発足

日弁連LACは、協定会社等と協議の上、交通事故紛争等偶発事故に関する弁護士費用については保険金支払基準（LAC基準）を策定しており、協定会社等及び担当弁護士はこれを尊重して弁護士費用を算定することになっている。

一方、交通事故紛争等偶発事故以外の分野で弁護士費用の支払を可能とする保険商品においては、当該保険商品の約款で支払基準を具体的に定めるものや、LAC基準と同様の扱いをするもの、LAC基準とは別の協定会社等の内部基準で定めるものなど、様々である。

弁護士は、LAC基準を超える弁護士費用を依頼者と合意することももちろん可能であるが、その場合は、依頼者の自己負担となることを十分に説明することが必須である。

このように、弁護士費用保険では、協定会社等が支払う金額については、LAC基準を尊重し、約款や内部基準などで算定されることになるが、ときにLAC基準などの解釈を巡って、弁護士と協定会社等の間で見解が相違することがある。

日弁連では、事案を扱う弁護士と協定会社等との間で生ずる、弁護士費用保険にかかる紛争処理を行う解決機関として、弁護士保険ADRを設置する規則が承認され、2018年1月から運用が開始された。弁護士保険ADRについては、別稿に委ねる。

(5) 業務報告システム

2024年7月より、日弁連、各弁護士会及び弁護士の三者間で利用する、LAC書式による報告書作成・提出支援システム「弁護士保険制度業務報告システム」が開発され、運用開始になった。

これにより、LACの各書式について、オンラインで協定会社等や弁護士会への提出が可能になった

（ただし、業務報告システム運用開始後もFAX等を利用した報告書の提出が廃止されるものではない）。

会員の利便性の向上を図るために開発されたシステムであり、とりわけ、時間制報酬方式を選択した場合の執務内容報告書の作成は格段にやり易くなったと思われる。

3 依頼者への的確なアドバイスを

このように、弁護士費用保険は、ここ10年で状況が一変した。

弁護士としては、依頼者の弁護士費用の調達手段

について適切に助言ができるようにしておくことが重要である。

弁護士が看過したために、本来利用可能な弁護士費用保険に思い至らず、依頼者が自己負担したために、トラブルに至った事案も見受けられる。

このようなトラブルに陥らないために、弁護士費用保険に関する知見を常に更新しておくことが求められる。

当委員会としても、会員に最新情報を提供し続けるよう努めるところであるが、その上で、弁護士費用保険に関する事案を積極的に受任していただくよう、ご理解とご協力をお願いしたい。

LAC 第2 報酬の問題

リーガル・アクセス・センター運営委員会委員長 伊藤 明彦 (53期)



本項では、2025年に発行されたLACマニュアル改訂第7版の主な改正点である、着手金・報酬金請求方式における、経済的利益が125万円以下となった事案に関する報酬金の新基準の説明と、LAC基準について問い合わせの多い項目に関する説明を行う。

1 新基準の導入

(1) 導入の経緯

日弁連LACは、弁護士費用の適正化と、協定会社等による円滑な支払を前進させるため、「弁護士費用保険における弁護士費用の保険金支払基準」（LAC基準）の新たな類型として、着手金・報酬金請求方式における、経済的利益が125万円以下となった事案に関する報酬金について、20万円（消費税別途。ただし、経済的利益が0円の場合は報酬金は0円）とする改訂を行った。

2000年の日弁連LAC発足以来、事案の蓄積の中で、近時、LAC基準の在り方について、全国の担当弁護士から、着手金・報酬金方式を選択した場合における弁護士費用の著しい低廉化に対する改善を求める意見が多く寄せられるようになった。その背景には、交通事故のような、弁護士にとっては一般的事案、あるいは少額の事案といえども、一般市民の権利意識が高まる中で、紛争解決に求められる委任事務がより高度で複雑なものになってきており、担当弁護士の負担が増していることも指摘できるように思われる。

また、一部の協定会社等から、少額事件など一定の経済的利益の範囲の事案について費用の固定化を図るべきであるとする意見が寄せられるなど、LAC制度の発足時には必ずしも想定していなかった事態が見受けられるようになった。

現在のLAC基準に対する不満が続くことで、低廉な弁護士費用を嫌ってLAC事案を担当する弁護

士名簿への登録を望まない弁護士や、登録の抹消を希望する弁護士、あるいは登録していても受任を望まない弁護士が増加し、その結果、LAC事案を担当する弁護士の負担が過重になり、益々名簿登録者が減少することが懸念された。このような状況が続けば、協定会社等からの弁護士紹介依頼に対応できない事態になることが予測され、ひいては、協定会社等の保険サービスにも支障を来し、LAC制度の維持が困難となることが懸念された。

そこで、日弁連LACは、協定会社等と新基準導入に向けての協議と検討を数年にわたり重ねてきた。そして、2023年7月のLACと協定会社等の協議会において、ようやく新基準の導入が承認された。

以上のような諸状況を踏まえ、日弁連LACは、LAC基準に新たな類型として、着手金・報酬金方式について、経済的利益が125万円以下となった事案に関する弁護士報酬について、一律20万円（消費税別途）と定める新基準を導入する運びとなった。

なお、LAC基準には、特に経済的利益が少額の事案について、弁護士が受任しやすくするために導入された請求方式として、時間制報酬方式の定めがある。新基準の導入にあたり、協定会社等の一部からは時間制報酬方式を廃止するべきではないかという意見もあった。しかし、時間制報酬方式は、経済的利益が少額の事案について、弁護士がかけた労力に比例して弁護士費用を算定できるという点で合理性があり、現在では請求方式として定着してきていることから、新基準導入後も、引き続き任意に選択できる請求類型の一方式として活用することができることとなった。

(2) 新基準に関する留意点

新基準は、2025年1月1日施行であるものの、協定会社等の全ての商品について、一律かつ一斉に適用開始になるわけではない。したがって、新基準の施行後に受任したLAC事案であっても、新基準に従った請求が可能であるとは限らない。また、新基準について、その他にも運用上の注意事項が複数ある。

この点について、LACマニュアル改訂第7版において、新基準についてのQ & Aを新設しているのので、確認をいただきたい。その概要については以下に示すとおりである。

① 新基準の適用時期・範囲について

協定会社等の各保険商品は、約款の保険契約の始期・規定も様々であり、新基準の施行と同時に適用も開始されるとは限らない。例えば、新基準の導入にあたって弁護士費用保険の約款改定を行った会社などについては、新基準の施行後に、依頼者が加入する保険契約の始期が到来するものから、新基準を適用するという商品も存在する。

また、日弁連と協定した協定会社等の保険商品であっても、商品の特性に応じて、通常のLAC基準とは異なる、商品固有の保険金に関する支払基準が約款又は内規において別途定められている場合もある。さらに、経済的利益が125万円以下の事案に関する報酬金について、約款上別の定めが置かれていることもある。

このように、新基準の適用については、一斉開始、一律適用ということではなく、保険商品・保険契約等によって異なる場合がある。後述の書式の項でも触れるが、協定会社等にあらかじめ確認するなどして依頼者及び協定会社等保険会社との間でトラブルが発生しないよう注意が求められる。

② 新基準施行前に受任し、委任事務処理が進行中である事案の場合

この場合、新基準での受任はできない。新基準は、適用可能な保険商品・保険契約において、新基準の施行日以降に受任（委任契約の締結）に至った事案から適用される。

新基準施行前に受任し、委任事務処理が進行中である事案の場合は、これまでのLAC基準が適用されることになる。

③ 弁護士の途中交代と新基準の関係

弁護士が途中交代した場合、弁護士報酬の額に

については、弁護士と被保険者の委任契約書の定めに基づき、辞任時までの弁護士の委任事務処理の程度に応じて、弁護士と被保険者で協議して決めることになる。この場合、保険金として支払われる弁護士報酬の額については、請求前に保険会社とも十分協議することが推奨される（これは、新基準が適用される事案に限ったことではない）。全ての事案において、新基準に基づく報酬金の請求が前提とできるとは限らないので、注意しなければならない。

④ 経済的利益が0円となる場合の考え方

まず、LAC基準では、経済的利益が0円であった場合は、新基準に基づく報酬金は請求できないと明記されている。

事案簡明な自賠責請求の場合における自賠責相当部分を控除した結果、経済的利益が0円となる場合にも、新基準に基づく報酬金の請求はできない。ただし、LAC基準第2条により計算される当該自賠責相当部分については、手数料としての請求が可能である。

⑤ 新基準の請求時期について

新基準にかかる報酬金の請求は、着手金請求時や委任事務処理の進行中に請求することはできない。報酬金の請求は、委任事務処理の結果の成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価であるため、着手金請求時や委任事務処理の進行中に請求することはできない。

(3) 書式の改訂

新基準の導入に伴い、LAC書式も以下のとおり改訂を行った。

① 弁護士保険（権利保護保険）制度による弁護士紹介依頼票／選任報告書（書式A）

「経済的利益125万円以下の場合の新基準の適否」の欄を新設し、新基準適用の有無について、個々の事案に関し保険内容を正確に把握しているであろう立場の協定会社等に、最初に登録してもらい、免責

事由などと同様に契約内容について協定会社等から情報提供してもらう形式としている。

② 委任契約書（書式D）

第3条(2)着手金報酬金の場合・イ・報酬金に、「経済的利益125万円以下の場合の取扱い」という自由記載欄を設けた。

協定会社等の約款改定や運用変更の時期及び内容、並びに依頼者の保険契約の始期等により、保険会社等の保険金の支払基準が、新基準ではなく、改定前のLAC基準（経済的利益が300万円以下の場合、経済的利益の16%とする、との内容）となっている場合がある。

その結果、委任契約書に定める報酬金の基準（改定後のLAC基準）と、保険会社等の保険金支払基準との間に差が生じ、保険会社等から報酬金の支払を受けられない差額が生じる場合がある。

この差額につき、依頼者負担とするのか、差額が生じないようにするのかなど、取扱いを事前に依頼者に説明することが望ましく、取扱い内容を明記できるよう、記載欄を設けた。

2 問い合わせの多い事項

LACマニュアルは、事案担当弁護士、協定会社等からよく寄せられる問い合わせについて、「弁護士費用保険制度における保険金支払に関するQ&A」として、LACの見解をまとめている。以下、代表的なものを示す。詳しくは、LACマニュアルを参照されたい。

(1) 事案簡明な自賠責請求の取扱い

事案簡明な自賠責請求について、LAC基準では手数料方式を採用するとされているため、着手金・報酬金方式を選択した場合、損害額に事案簡明な自賠責部分が含まれる場合、損害額全体から自賠責部分を控除した経済的利益に対する着手金（又は報酬金）と、自賠責部分の手数料の合計額が弁護士費用になる。手数料を計上できるのは、1回のみ

である。

事案簡明の解釈であるが、日弁連LACでは、自賠責保険会社が必要とする定型書式を揃えるだけで所定の保険金が受領できる場合を想定している。

事案簡明ではないとして請求する場合、協定会社等と協議の上、理解を得ることが必要である。

(2) 事前提示がある場合の取扱い

同じく着手金・報酬金方式を選択した場合、加害者側から損害賠償額について事前に提示がある場合の経済的利益の捉え方が問題となることがある。

日弁連LACでは、①弁護士の受任前の提示であること、②保険会社など支払能力のある者が作成した書面(FAX及びメールを含む)による提示であること、③支払う「金額」が書面上に明記されていること、④③の金額を支払う意思(支払意思)が書面上に表示されていること、を充たす場合に、損害額全体から事前提示額を差し引いた額を経済的利益として捉える。

協定会社等側から、上記の①から④を充たす書面がないと思われるにもかかわらず、事前提示があるので経済的利益から控除するなど主張がある場合が

報告されている。マニュアルにあたって、控除すべき事前提示といえるのか、検討のうえ、協定会社等と協議するよう努められたい。

(3) 時間制報酬方式

従前は、月1回行うべき執務内容報告書の提出を行わず、後でまとめて請求する、1分単位の計上になっていないなど、問題のある請求について協定会社等から苦情がよく寄せられていた。

最近は、LACマニュアルにある「時間制報酬に関する留意事項」が徹底されてきたためか、以前よりはそのような苦情は見受けられなくなったようである。

もっとも、時間制報酬の対象となる執務以外の事務について計上したり、弁護士が身につけておくべき交通事故に関する基本的な項目の指針である赤い本や青本、過失割合に関する別冊判例タイムズなどの確認時間について長時間計上し、協定会社等とトラブルになってしまう例が未だに報告されている。

「時間制報酬に関する留意事項」をよく遵守し、適切な請求となるよう留意されたい。

LAC

第3 新しい保険の拡大状況

リーガル・アクセス・センター運営委員会副委員長 加納 小百合 (47期)



1 はじめに

弁護士費用保険は、2000年の発足以降、主に自動車保険に付帯される弁護士費用特約として発展してきたが、現在は、事故防止機能の発展等に伴う自動車事故の減少等も受け、自動車保険以外にも様々な保険が開拓され、広がりを見せている。

現在、弁護士費用保険について日弁連と協定して

いる協定会社等は21社に及んでおり、LACによる取扱件数は、日弁連全体で年間4万件を超えている。当会だけでも年間2000件前後と、弁護士が事件を受任する一つの重要なルートとなっており、保険の対象を様々な分野に拡大していくことは、弁護士の業務対策としても重要である(以下、共済も含み保険と称する)。

なお、本稿で紹介する各種保険の詳細は、日弁連

の会員用ウェブサイトでも紹介されている（HOME＞その他事件処理＞弁護士費用保険制度とLACについて*1）ので、こちらも参照されたい。また、保険金・共済金の支払限度額は様々であるが、多くは、法律相談費用は2万円から10万円、弁護士費用は50万円から300万円を設定されている（いずれも税別）。

2 各種保険の状況

(1) 自動車保険に付帯される弁護士費用特約

自動車保険に付帯される弁護士費用特約は、被害事故についての損害賠償請求を主な対象としているが、商品によっては、無責事故について請求を受けた場合をカバーするもの（物損だけを対象とするもの）、交通事故以外の日常生活における偶発事故による被害までをカバーするものがある。

(2) 刑事事件を対象とする弁護士費用特約等

自動車を運転中の事故などにより、被保険者が他人を死亡させた場合、または他人にケガをさせて逮捕もしくは起訴等をされた場合に、刑事事件の対応をおこなうために支出された法律相談費用及び弁護士費用を補償の対象とする特約も商品化されており、これらは自動車保険を始め、傷害保険などに付帯され販売されている。但し、本特約は、故意・重過失には適用はなく、危険運転致死罪が成立する場合等には注意が必要である。

(3) 一般民事事件を広く対象とする弁護士費用保険・特約等

個人向けに広く一般民事事件を対象とする保険であり、弁護士費用保険単体として販売されているものと、傷害保険（学生向け傷害総合保険含む）、火災保険、家庭総合保険、こども向け傷害保険等、日常生活全般のリスクに備える保険に付帯される特約タイプがある。対象となるのは、偶発事故（被害

事故）、人格権侵害（ストーカー行為、いじめ、いやがらせ、プライバシー侵害等。インターネットを介しての侵害行為も含む）、借地・借家、離婚調停、遺産分割調停、労働紛争、金融商品被害、医療過誤、住宅修理トラブルなど、商品毎に多岐にわたる（企業等の団体を契約者とし、その構成員を被保険者とするタイプもある）。

なお、スウェーデンでは、家財保険に付帯された弁護士費用特約への加入が国民の96%とも言われており、日本も同様に、今後、火災保険に付帯された一般民事の弁護士費用特約の普及を目指していくことが重要である。現在、日弁連では、弁護士保険のさらなる普及に向けて、弁護士費用保険の保険料を税務申告における控除対象とすべく、研究・検討がなされている。

(4) 成年後見申立費用等を対象とする弁護士費用特約

障がい者の団体等を契約者とし、その団体の構成員（障がいを持つ子の扶養者等）を被保険者として、被保険者の死亡に伴ってその親族等が負担する、障がいを持つ子の成年後見制度等の申立手続に伴う費用や、遺産分割協議に関する法律相談費用等をカバーする葬祭費用等保障特約も、長期障害所得補償保険に付帯され、販売されている。

(5) ネットトラブルを対象とする弁護士費用保険

私生活において生じたネットトラブルに起因して、被保険者が紛争に直面した場合に、被保険者がその解決のために相談した法律相談費用、被害事案の損害賠償請求又は差し止め請求に関して負担した弁護士費用、私生活において生じたネットトラブルに起因して被保険者が他人から受けた法律上の損害賠償請求の解決のために要した弁護士費用等、被害側及び加害側を対象とする、ネットトラブル費用補償条項及びネットトラブル賠償責任補償条項の入った保険も販売されている（但し、ネットショッピング等で

*1 : https://member.nichibenren.or.jp/jikensyori_other/lac.html

生じた高額課金または不当請求、出会い系サイトを介して生じたトラブル等は、被保険者が被害を被った場合のみ、対象となる）。

本保険では、メールなどテキストベースによる相談等も前提として設計されているが、直接対面によらない法律相談については、日弁連LACにおいて「弁護士費用保険制度における直接対面によらない法律相談に関する保険金支払基準の考え方と留意点」（LACマニュアル第7版18頁）を定めているので、参照されたい。

(6) 近隣トラブルを対象とする保険

被保険者の私生活において生じた近隣トラブルに起因して、被保険者が相談事案に直面した場合に、被保険者がその解決のために負担した法律相談費用、弁護士費用を負担する近隣トラブル費用補償条項の入った総合保険である。また、被保険者が日本国内で受けたストーカー行為等により不安等を覚え、警察等に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づいて申出を行い、受理された場合において、そのストーカー行為等について被保険者の安全または平穏を守ることを目的として、被保険者が負担した法律相談費用又は弁護士費用を対象とする付帯費用補償条項が入った保険である。

(7) 住宅修理トラブルを対象とする特約保険

個人用火災総合保険に付帯される住宅修理トラブル弁護士費用特約も販売されている。個人を被保険者とし、住宅の修理に係る悪質な修理業者（特定修理業者：自宅に訪問し、住宅修理に関し、「保険金が見える」といって勧誘する業者の総称）による住宅修理トラブル（住宅の修理、改築、増築等の契約（火災保険の保険金請求の代行又は支援並びに建物の調査を行う業者との契約を含む）に関する紛争）によって発生した紛争の弁護士費用が対象となる。

(8) 中小企業における一般民事事件を対象とする保険

中小企業向けに、各種一般民事事件を対象とす

る保険であり、弁護士費用保険単体として販売されているものと、保険等に補償条項が入ったものが販売されている。雇用・労務管理、ハラスメント、売掛金回収、商取引や契約、業者間のトラブル等の職業、事業活動に関するトラブルに対応するものなどがあり、加害側、被害側いずれも対象となるものもある。

(9) 事業者・企業の事業活動総合保険・総合賠償責任保険における弁護士費用特約

被保険者が①対人被害（被保険者が記名被保険者の業務に従事している間に偶然の事由により身体の障害を被ること）、②対物被害（記名被保険者が業務のために所有、使用または管理する財物が偶然の事由により損害を被ること）、③経済的被害（日本国内で発生した根拠のないクレームやSNSへの書込みを受けた場合など、業務妨害等により記名被保険者が事業活動において金銭的な被害を被ること）に遭遇した場合に、法律相談費用・弁護士費用の一部が保険から支払われる特約で、事業活動総合保険や、総合賠償責任保険に付帯されている。

(10) 業務妨害行為に対応する弁護士費用保険・特約等

事業者が被る、暴行・脅迫・強要・威力・偽計・ハラスメント・風説の流布等による妨害行為による被害に対応する弁護士費用を対象とする保険であり、各種団体や会員向けに販売されている。なお、PTA役員を対象としたPTA賠償責任保険に付帯される特約として、PTA活動中の事故や活動に起因するクレーム行為への対応を弁護士に相談する場合の相談費用や、弁護士に委任する場合の弁護士報酬を補てんする、クレーム対応費用補償特約も販売されている。

また、従業員による信用毀損行為（SNSで会社の信用を毀損するような行為をおさめた動画を拡散する行為等）をカバーする特約等も販売されている。

(1) 争訟費用対応保険

事業者が遭遇する被害につき、業務妨害対応費用保険から、さらに進んで、より広い被害に対応する争訟対応費用保険も販売されている。事業上に生じる様々な紛争に対応する形でカスタマイズされた保険が団体の会員などに販売されている。

3 遺言・相続弁護士紹介制度

日弁連LACは、2001年10月から三井住友信託銀行と協定を締結し、同行が遺言作成や遺産整理及び遺言執行業務において法的紛争が存在する場合には、信託銀行はこれを取り扱えないことから、日弁連LACの仕組みを通じて弁護士紹介を行ってきた。2022年4月には、日弁連と農林中央金庫との間で協定を締結し、同金庫の顧客が遺言、遺産分割、その他相続全般に関して弁護士の紹介を希望した場合に、日弁連LACを通じて全国の弁護士を紹介することとなっている。法的紛争が生じていない場合であっても弁護士の紹介を行うことで司法アクセスに資するとの観点から協定締結が進められたものであり、これに伴い、日弁連LACの所管事業も拡大された。さらに、2023年4月には三菱UFJ信託銀行とも、同様の協定が締結され、遺言、遺産分割分野

の紹介が開始された。

これらの遺言・相続弁護士紹介制度は、いずれも保険からの弁護士費用の支払はなく、紹介を受けた信託銀行や中央金庫の顧客が自ら弁護士費用を支払うものであるが、弁護士会による弁護士紹介により司法アクセス障がいを取り除く制度として、また、弁護士に受任機会を付与するものとして機能している。

4 今後の拡がり

司法アクセス障がいの解消は、国際的にも重要な課題であり、「すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する」ことは国連が掲げる持続可能な開発目標(SDGs)の1つに上げられている。LAC制度は、市民・企業の司法へのアクセスを費用面から支えるとともに、弁護士会による弁護士紹介によって、市民と弁護士を繋げるという、二重の意味で市民の司法アクセスに資する制度であり、保険の対象分野を拡大していくことは、市民の司法へのアクセス障がいを取り除くことに直結している。LAC制度は、民事扶助制度とともに、司法アクセス障がいを取り除く車の両輪として、市民生活の幅広い分野に拡大するよう、弁護士会として推し進めていくことが必要である。

LAC

第4 弁護士費用保険 ADR について

リーガル・アクセス・センター運営委員会副委員長 石田 智也 (61 期)

1 設置の経緯

日弁連では、2018年1月に弁護士費用保険に関する紛争を解決するための裁判外紛争解決機関として「弁護士費用保険ADR」を設置した。

これは、弁護士費用保険の拡大に伴い、保険金

の支払について弁護士と協定会社等との間で見解の相違が生じることが増えたため、LAC制度のさらなる健全な発展のためにはLAC制度に精通した紛争解決機関による解決が必要であると考えられたためである。

2 制度の概要

(1) 対象となる紛争

弁護士費用保険ADRが対象とする紛争は、主に「保険金給付義務の有無に関する紛争」と、「弁護士費用保険の対象となる弁護士費用等の適否又は妥当性に関する紛争」の2つである。

(2) 解決手続

弁護士費用保険ADRは、紛争解決のための手段として、次の3つの手続を定めている。

① 和解あっせん手続

紛争の当事者が裁定委員を交えて話し合いを進め、合意によって紛争を解決するための手続

② 裁定手続

裁定委員会による裁定を紛争当事者が受諾するよう促すことにより紛争を解決するための手続

③ 見解表明手続

一方当事者からの申立てにより見解表明担当委員会が見解書を作成する手続

上記のうち、③見解表明手続は、和解あっせん手続や裁定手続で解決に至らない場合に、見解表明担当委員会が当該事案に関する見解書を作成することにより、申立人がその見解書を訴訟等の別の紛争解決手続で利用することを想定している。

申立人は、和解あっせん手続と裁定手続のいずれかを選択して申立てをすることになるが、弁護士費用保険ADRでは、和解あっせん手続であっても裁定委員会が双方の主張立証を詳細に検討した上で和解を提案することが多いため、まずは和解あっせん手続として申立てをされることをお勧めする。

(3) 当事者となることができる者

保険契約は協定会社等と保険契約者との間の法律関係を規定するものであるが、弁護士費用保険ADRが対象とする紛争は、保険契約の被保険者と当該被保険者が委任する弁護士との間の弁護士費用に関するものであるため、被保険者及び受任弁護士も強い利害関係を有している。

そのため、弁護士費用保険ADRでは、協定会社等、保険契約者に加えて、被保険者及び受任弁護士も、当事者となることのできる点に大きな特徴がある。

(4) 裁定委員及び見解表明担当委員の構成

申立てられた事案を担当する裁定委員（和解あっせん手続及び裁定手続を担当する）及び見解表明担当委員（見解表明手続を担当する）は、弁護士費用保険及びLAC制度に精通していることが求められる。

そのため、裁定委員及び見解表明担当委員は、原則として、日弁連リーガル・アクセス・センターから推薦された弁護士、協定会社等から推薦された保険精通者、学識経験者の3名で構成することとされている（ただし、和解あっせん手続では、弁護士及び保険精通者の2名で裁定委員会を組織することができる）。

3 運用状況

弁護士費用保険ADRは、設置当初から年間10件程度の申立てがあり、現在に至るまで減ることなく継続的に申立てを受け付けている。

申立人の属性については、保険契約者・被保険者、受任弁護士、協定会社等のいずれからも申立てがされている。

事案の内容は、弁護士費用等の適否又は妥当性に関するもの（弁護士報酬の多寡や実費の支払対象となるか、など）が主であるが、保険給付義務の有無に関するもの（弁護士費用特約の適用の有無自体が争われるもの）も見受けられる。

受け付けられた事案の多くは和解成立によって終了しており、弁護士費用保険ADRが紛争解決に大きく貢献していると評価し得るだろう。

弁護士費用保険ADRの申立てを検討される方は、すぐに申立書を作成して提出するのではなく、LACマニュアルに記載されている日弁連リーガル・アクセス・センター事務局に問い合わせていただくとスムーズである。

第5 受任審査にあたっての留意事項

リーガル・アクセス・センター運営委員会副委員長 池田 龍吾 (71期)



1 受任審査が必要となる案件

LACでは、弁護士費用保険が利用される案件を、「紹介案件」と「選任済み案件」に分類している。「紹介案件」は、協定会社等がLACへ弁護士の紹介を依頼し、LACが被保険者等に対して弁護士を紹介する案件を指し、「選任済み案件」は、被保険者等が自ら弁護士を選任した案件を指す。

当会では、このうち、紹介案件については、担当弁護士は、事件受任時に必ず受任審査を受けなければならない。また、事件終了時に報酬予定額（保険金をもって支払われる金額を除く）が30万円以上になる場合には、報酬審査をも受けなければならないこととしている。

上記審査の趣旨は、LAC制度の適正な運用を図ることにある。

一方、選任済み案件については、LAC制度を通じて弁護士が紹介されたものではないため、受任審査や報酬審査は課されていない。

以下では、受任審査手続（及び受任審査の手続を準用している報酬審査手続）の概要及び留意点について述べるが、具体的な規定については、リーガル・アクセス・センター運営規則及びリーガル・アクセス・センター運営細則を参照されたい。

2 受任審査手続

(1) 受任審査の申出

紹介案件を受任する意思のある担当弁護士は、被保険者等から事件の依頼を受けた日から7日以内（土日祝日は算入しない）に、委任契約書及び事件受任審査申出書を当会へ提出し、又はファクシミリ

若しくは電子メールを用いて送信し、①受任希望事件の内容、②事件の見通し及び解決方法、③依頼者の事件受任の希望、④弁護士報酬についての見込額、⑤その他参考意見を述べて、審査委員の審査を受けなければならない。

委任契約書及び事件受任審査申出書の書式については、当会会員サイトの会員ホーム>マニュアル・書式>弁護士会法律相談関係書式>リーガル・アクセス・センター関係書式にある「LAC書式集」に格納されているので*2、利用されたい。

同書式集に格納されている事件受任審査申出書の項目にしたがって記入すれば、上記①～⑤についても網羅できるようになっている。

(2) 承認の要件

次の要件を全て満たすときには担当弁護士による事件受任は承認される。

- ① 事件の内容が、弁護士法、弁護士職務基本規程、弁護士倫理の諸規程等に違反し、又は違反するおそれがないこと。
- ② 審査事件が、弁護士が委任を受けて解決することが相当な事件であること。
- ③ 依頼者に事件委任の意思が認められること。
- ④ 弁護士報酬が、協定会社等との協定に基づいた基準の範囲内であって、かつ、法律相談センター弁護士報酬審査基準に照らして相当と認められること。
- ⑤ 事件受任の範囲その他の受任条件が相当と認められること。

(3) LAC基準を上回る弁護士報酬基準を採用する場合（上記(2)④の要件に関し）

*2 : <https://www.toben.or.jp/members/m-shoshiki/houritsusoudan.html#a3>

依頼者に弁護士報酬の自己負担が生じる場合には、依頼者がこれを理解しているかについて精査し、依頼者弁護士間のトラブルを未然に防ぐ必要があるから、LAC基準（弁護士費用保険における弁護士費用の保険金支払基準（『LACマニュアル』参照）を上回る弁護士報酬基準が採用されている申出については、審査委員は、担当弁護士への事情聴取、依頼者への意思確認などを行い、事件受任の是非を精査することになる。

担当弁護士は、LAC基準を上回る弁護士報酬基準を採用する場合には、受任審査に先だって依頼者の理解を十分得るようにし、また、審査委員による事情聴取等に協力されたい。

(4) 不承認後の手続

担当弁護士は、再審査を請求する場合を除いては、事件が受任できないこととなり、被保険者等に対し、その旨を伝えなければならないこととなる。

3 委任契約締結時の留意点

上記2(4)のとおり、紹介案件においては、担当弁護士が、依頼者と委任契約書を取り交わしているにもかかわらず、その後の受任審査が不承認となることで、事件が受任できない場合が生じることとなる。

そのため、担当弁護士は、委任契約書を取り交わす際に、事件受任の諾否及び弁護士報酬見込額について、審査委員の審査を経て正式に決定する旨を、依頼者にあらかじめ説明しておかなければならず、また、事件受任審査が終了するまでは、依頼者から弁護士報酬を受領し、又は弁護士報酬に充当する目的で預り金等を受領してはならないとされているので、留意されたい。

4 関連事件の受任審査

担当弁護士は、LACの紹介により法律相談を行った事件又は受任した事件と関連する事件（以下「関連事件」という）を受任する意思があるときは、

改めて、委任契約書を作成し、受任審査を受けなければならない。

関連事件の具体例として、当委員会では、次のような整理をしている。

① 訴訟物の同一性が認められる場合

- ・交渉事件が訴訟手続へ移行する場合
- ・上訴事件へ移行する場合

② 通常予測される範囲の事件

- ・本案事件に対する反訴事件を受任する場合
- ・離婚事件に伴って、財産分与請求事件、慰謝料請求事件等を受任する場合

③ 人的に関連する場合

- ・同一の交通事故における車両所有者と同乗者
- ・貸金返還請求事件における債務者が会社で保証人が代表者の場合

④ 時的範囲

上記①～③の事件が関連事件に該当するのは、原則として、紹介案件が継続中の場合に限られる。

ただし、紹介案件が終了した後に、上記①～③の事件を受任する場合であっても、当初から予想されていた事件については、関連事件に該当する。例えば、交通事故事件において、物的損害が解決した後、人身損害についても依頼を受ける場合などは、後者が関連事件となる。

Check!

■ リーガル・アクセス・センター関係書式（会員サイト）

*委任契約書及び事件受任審査
申出書の書式はこちら
「LAC 書式集」をご参照ください



■ 日弁連と協定を結んでいる 保険会社・共済協同組合 （日弁連ページ）

*協定会社等の更新情報はこちら





リーガル・アクセス・センター運営委員会委員 清水 裕二 (61期)

LAC 第6 多摩地域の現状

1 紹介手続

多摩地域（23区外）における弁護士の紹介手続も当会において一括して行っている。協定会社等からの弁護士紹介依頼を、日弁連が各弁護士会に割り振り、当会に割り振られた案件について、LAC担当者名簿に登録された者の中から当該案件に適した弁護士に配てんしている。配てんに際しては、当会事務局において、案件の内容とともに、法律相談に際しては原則として面談を要することから、被保険者等の居住地等を考慮している。

2 運用状況

2024年度の当会LAC担当者名簿には854名が登録されており、そのうち多摩地域に事務所のある会員は54名であり全体の約6%である。他方で、当会への割り振り件数は、2024年度12月10日までに1108件、そのうち被保険者が23区外に居住している案件は390件あり全体の約35%である。

上記のとおり、単純計算すれば、23区内に事務所のある担当者への配てん数は1件程度、多摩地域に事務所のある担当者への配てん数は7件にも及ぶこととなる。実際のところは、被保険者が23区外に居住している案件についても、交通機関等によるアクセスも考慮し、23区内に事務所のある担当者へ配てんしている状況にある。

3 多摩地域における今後の課題

多摩地域の人口は4,290,531人、多摩地域の面積1,159.81キロ平方メートルであり（令和6年1月1日現在、東京都総務局多摩の魅力発信プロジェクト

(<https://tamal20.metro.tokyo.lg.jp/information/>))、東京都全体の人口の約3割、面積は東京都の約半分を占める地域である。

日常的に通勤、通学、レジャー等に自動車が利用されており、LACにおける配てんの多くは交通事故となっている。交通事故の内容としては、人身事故のほか、物損事故が比較的多いものの、生活の足として自動車を利用されている方も多く、自動車保険の弁護士費用特約が普及してきている状況からすれば、今後もこれを担う弁護士が必要とされている。

しかしながら、前記のとおり、現状においては、被保険者が23区外に居住している案件のすべてを多摩地域に事務所のある弁護士への配てんだけでは賄いきれない状況にある。より多くの多摩地域の会員がLAC担当者名簿に登録されることで、多摩地域内においても被保険者等の居住地から身近な弁護士に配てんすることができ、被保険者等の満足度向上につながるとともに、LAC制度の運用がより円滑になるものと期待される。

LAC担当者は毎年秋に募集しており、名簿に登録していない多摩地域に事務所のある会員には、ぜひ、登録をお願いしたい。

第7 次世代モビリティについてのLAC内の議論

リーガル・アクセス・センター運営委員会副委員長 神永 矩誠 (64期)



1 次世代モビリティの研究状況

自動運転の技術が発展するとともに、新たな移動手段としての次世代モビリティの開発も進められ、従来の交通事故とは異なる事故被害の回復についての検討が急務である。日弁連においても、2022年にLAC制度を通じて司法アクセスの拡充を図るため日弁連リーガル・アクセス・センター内でPTを立ち上げ、次世代モビリティが普及した社会における被害者救済がどのようにあるべきか論点を整理し、課題を明らかにすべく議論を重ねている。同じく当会においても夏期合同研究などにおいて、次世代モビリティの問題を扱うなど研究を深めている状況にある。

2 現制度での被害者の救済状況

現行の法制度を前提にした場合、人的損害については、自賠法の適用について「レベル0～4までの自動車が混在する当面の過渡期においては、i 自動運転においても自動車の所有者、自動車運送事業者等に運行支配及び運行利益を認めることができ、運行供用に係る責任は変わらないこと、ii 迅速な被害者救済のため、運行供用者に責任を負担させる現在の制度の有効性は高いこと等の理由から、従来の運行供用者責任を維持しつつ、保険会社等による自動車メーカー等に対する求償権行使の実効性確保のための仕組みを検討することが適当である」との国土交通省の見解がある*3。こうしたことから、自動運転レベル4までの責任関係は、従来の運行供用者責任等の枠組みが維持されるため、人的損害の被害者救済については概ね現状からの後退はない。

これに対して、物的損害は、そもそも自賠法の適用

がないが、自動運転レベル2以下の場合、運転者による監視が前提になり、システムは運転者の注意義務を軽減させるためのものではなく、運転者には常時監視・介入をすべき注意義務が課せられたままであるから、それらの懈怠を根拠として運転者の過失を立証することにそこまでの困難はない。他方で自動運転レベル3以上の場合には、システムによる監視が前提になり運転操作は行わないものの運行に何らかの形で関与している者の過失を立証することが必要になる。各種データが保存される自動運転の場合には、それも不可能ではないが現実的でない。

任意保険の商品として、被害者救済費用特約もあり、自動車の欠陥に起因する事故等で加害者側となる被保険者の民事責任が認められない場合でも、被害者の損害が補償される。ただし、被害者に同特約の保険金請求権が付与されていないため、過失割合や損害額を巡って争いが生じている状況などになると救済の実効性に欠ける場合もある。

3 今後の課題

こうした状況を踏まえ、弁護士会としてどのような提言などをしていくのか議論の必要がある。製造物責任を追及する際の立証責任の緩和の問題と整理するか、立法の問題として、自動運転車両の所有者に無過失責任を課す規定を新設していくかなどの議論である。

いずれにしても、検討事項は多岐にわたるなか、目的は司法アクセスをより充実させ、今後発生する新たな事故形態における被害者救済を図ることにあり、その手段としては、やはり弁護士費用保険の拡充が何より重要である。

*3：国土交通省「自動運転における損害賠償責任に関する研究会 報告書」（概要）1頁
<https://www.mlit.go.jp/common/001226364.pdf>